

各 部 課
各出先機関

香芝市会計年度任用職員人事評価実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市会計年度任用職員人事評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の人事評価の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 会計年度任用職員の執務について評価を行うことをいう。
- (2) 評価者 人事評価を行う職員をいう。
- (3) 被評価者 人事評価の対象となる会計年度任用職員をいう。
- (4) 評価期間 人事評価の対象となる期間をいう。

(被評価者の範囲)

第3条 被評価者は、会計年度任用職員（長期の負傷又は疾病若しくは出産のため、評価期間の全部又は一部を勤務しないことにより人事評価を行うことが困難であると市長が認める者を除く。）とする。

(評価者等)

第4条 人事評価の一次評価者及び全体評価者は、別表のとおりとする。

- 2 一次評価者に事故があるとき、又は一次評価者が欠けたときは、全体評価者が一次評価者を兼ねるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、一次評価者及び全体評価者を別の者とすることができる。

(評価者の責務)

第5条 評価者の責務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被評価者の職務遂行状況を観察し、客観的で公正な人事評価を行うこと。
- (2) 人事評価の結果に応じ、被評価者に適正な指導を行うこと。
- (3) 被評価者の能力及び意欲を向上させるよう育成に努めること。

(評価期間)

第6条 評価期間は、被評価者の任期の初日から末日までの期間とする。

(人事評価シート等)

第7条 人事評価は、評価者が、評価期間における会計年度任用職員の勤務成績を示すシート（以下「人事評価シート」という。）に記録することにより行うものとする。

2 人事評価シートの様式は、市長公室長が別に定める。

(人事評価の実施及び結果の開示)

第8条 一次評価者は、評価期間の期末において、被評価者について一次評価（次項に規定する再評価を含む。）を行うものとする。

2 全体評価者は、前項の一次評価の適否及び不均衡の有無に関する審査を行うことにより、全体評価を行うものとする。この場合において、全体評価が必要と認めるときは、一次評価者に再評価を行わせることができる。

3 一次評価者は、全体評価者が全体評価を行った後に、その結果を被評価者の開示するものとする。ただし、人事評価の結果の開示を希望しない被評価者についてはこの限りでない。

(職員の異動への対応)

第9条 職員が異動した場合の人事評価については、協議、引継ぎその他適切な措置を講じることにより対応するものとする。

(人事評価シートの保管)

第10条 人事評価シートは、第8条第2項の全体評価を実施した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、人事課において保管するものとする。

(人事評価の結果の活用)

第11条 市長は、人事評価の結果を被評価者の任用期間の更新又は再度の任用に活用するものとする。

2 一次評価者及び全体評価者は、人事評価の結果を職員の人材育成に積極的に活用するよう努めるものとする。

(苦情等への対応)

第12条 被評価者及び評価者は、人事評価に係る事項全般について疑義があるときは、人事課長に相談を申し出ることができるものとする。

2 被評価者及び評価者は、前項の規定による相談により解決されなかった事項について、人事課長に対し、書面により苦情の申出（以下「苦情申出」という。）を行うことができるものとする。

3 人事課長は、苦情申出を受けたときは、速やかに次条に定める人事評価審査検討委員会の審査に付するものとし、人事評価審査検討委員会は、当該苦情申出の解決のために必要な措置を決定するものとする。

4 苦情申出は、1評価期間につき1回に限り、受け付けるものとする。

5 市長は、被評価者及び評価者が苦情申出をしたことを理由に、当該被評価者及び評価者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

6 第1項の規定による相談又は苦情申出の事務に関わった職員は、当該相談又は苦情申出について職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(人事評価審査検討委員会の設置)

第13条 人事評価の適正を期するため、苦情申出に対する措置の決定並びに人事評価制度の運用に関する必要な検討及び協議を行うため、市長が指名する部長等により構成する人事評価審査検討委員会を設けるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

被評価者 (会計年度任用職員)	一次評価者	全体評価者
職員（保育士・保育教諭・幼稚園教諭・小学校用務員を除く。）	主幹級	課長級
保育士 保育教諭 幼稚園教諭	主任保育士 主幹保育教諭 主任教諭	保育所長 認定こども園長 幼稚園長
小学校用務員	校長	課長級